

公 告

次のとおり、条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年10月11日

収支等命令者

佐賀県果樹試験場長 太 田 政 隆

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 果樹試験場根域制限技術実証試験園水分制御設備設置工事
- (2) 工事内容 仕様書のとおり
- (3) 工事終了期限 令和7年3月14日（金曜日）
- (4) 工事場所 小城市小城町岩蔵二瀬川1角 122-1・2・5

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札参加資格確認申請書提出期限の時点で有し、入札参加資格の取扱品目に農業用資材又は園芸用資材の記載があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停

止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 過去 10 年以内に佐賀県内において、同種業務の受注実績のある者。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は別添、入札参加届を令和 6 年 10 月 21 日（月曜日）17 時までに、4 の（1）の場所へ持参又は郵送すること。郵送の場合は、同日 14 時までに必着とする。

また、今回の工事に対する質問がある場合は、質問事項を別添「果樹試験場根域制限技術実証試験園水分制御設備設置工事に対する質問・回答」に記入し、令和 6 年 10 月 18 日（金曜日）17 時までに、4 の（1）の電子メールアドレスへ送信すること。当場の回答期限は令和 6 年 10 月 21 日 17 時とする。

4 入札日時及び入札場所等

(1) 問い合わせ先

佐賀県果樹試験場

郵便番号 845-0014

佐賀県小城市小城町晴気 9 1

電話番号 0952-73-2275

電子メールアドレス kajushiken@pref.saga.lg.jp

(2) 入札書の提出場所等

(1)の場所に入札者が入札書を郵送すること。

書留郵便とし、令和6年10月28日(月)13時まで必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。また、封筒に「果樹試験場根域制限技術実証試験園水分制御設備設置工事」と朱書きすること。

(3) 入札書の提出期限

令和6年10月28日(月)13時

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年10月28日(月)14時

イ 場所

小城市小城町晴気 91 佐賀県果樹試験場 事務室

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に4の(1)の部局に確認すること。

(6) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤により取り消すことが認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のないもの

コ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は、入札条件書による。

(8) 提出書類

- ア 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出された書類は返却しない。